

新	旧
<p>私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立幼稚園設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 収容定員について（審査基準第1の3関係） 園則には、定員及び学級数を記載するものとする。</p> <p>2 立地条件について（審査基準第1の4関係）</p> <p>(1) 審査基準別記1の(2)の「幼稚園未設置地域」とは、設置予定地を中心におよそ半径2キロメートル以内に幼稚園等が設置されていない地域であり、かつ、将来とも収容定員を充足することが客観的に可能と見込まれる地域をいい、「幼児人口増加地域」とは、設置予定地を中心におよそ半径2キロメートル以内の地域で幼児人口の増加が著しい地域であり、かつ、将来とも収容定員を充足することが客観的に可能と見込まれる地域をいう。</p> <p>(2) (1)における幼児人口は、原則として当該地域を通学区域とする小学校の管内の幼児人口をもとに把握するものとする。</p> <p>(3) 審査基準別記2の(1)に規定する法令等において、幼稚園から一定の距離内には当該法令等に定める施設を設置することを制限する規定がある場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条、旅館業法第3条等）には、当該法令等の規定の趣旨を尊重して、既設の当該施設から当該一定の距離内には、原則として幼稚園の設置を認めないものであること。</p> <p>(4) 審査基準第1の4の(2)に掲げる法令等のほか、特に農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規定に留意すること。</p> <p><b>3 教職員、施設及び設備について（審査基準第1の5関係）</b></p> <p><u>建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等における基準を満たすことについては、特に既存の施設を園舎として使用する場合にあっては、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成29年3月28日付け28文第3912号福島県総務部長通知。以下「事務取扱要綱」という。）第2条に定める学校設置計画書の提出までに、関係行政機関と事前協議や打ち合わせを行い、幼稚園の園舎として使用することにつき支障がないことの確約等を得ること。</u></p>	<p>私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立幼稚園設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 収容定員について（審査基準第1の3関係） 園則には、定員及び学級数を記載するものとする。</p> <p>2 立地条件について（審査基準第1の4関係）</p> <p>(1) 審査基準別記1の(2)の「幼稚園未設置地域」とは、設置予定地を中心におよそ半径2キロメートル以内に幼稚園等が設置されていない地域であり、かつ、将来とも収容定員を充足することが客観的に可能と見込まれる地域をいい、「幼児人口増加地域」とは、設置予定地を中心におよそ半径2キロメートル以内の地域で幼児人口の増加が著しい地域であり、かつ、将来とも収容定員を充足することが客観的に可能と見込まれる地域をいう。</p> <p>(2) (1)における幼児人口は、原則として当該地域を通学区域とする小学校の管内の幼児人口をもとに把握するものとする。</p> <p>(3) 審査基準別記2の(1)に規定する法令等において、幼稚園から一定の距離内には当該法令等に定める施設を設置することを制限する規定がある場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条、旅館業法第3条等）には、当該法令等の規定の趣旨を尊重して、既設の当該施設から当該一定の距離内には、原則として幼稚園の設置を認めないものであること。</p> <p>(4) 審査基準第1の4の(2)に掲げる法令等のほか、特に農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規定に留意すること。</p>

<p><b>4 施設及び設備の所有について（審査基準第1の6関係）</b></p> <p>(1) 園地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がな<small>れ</small>ばならないこと。</p>	<p><b>3 施設及び設備の所有について（審査基準第1の6関係）</b></p> <p>____園地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がな<small>れ</small>ばならないこと。</p>
<p><b>(2) 施設を借用する場合は、次のア又はイに掲げる事項を遵守すること。</b></p> <p><b>ア 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体以外の場合</b></p> <p>(ア) 契約期間は20年以上とし、更新条項を設けること。</p> <p>(イ) 所有者側の権利として一方的解除等が留保されていないものであること。</p> <p>(ウ) (ア)の契約に基づく地上権又は賃借権を登記すること。ただし、自己所有の園舎に係る園舎敷地を、借地借家法の規定により借地契約が公正証書により交わされた場合は、当該園舎敷地に係る借地権の登記を省略することができること。</p>	<p><b>(2) 施設を借用する場合は、次のア又はイに掲げる事項を遵守すること。</b></p> <p><b>ア 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体以外の場合</b></p> <p>(ア) 契約期間は20年以上とし、更新条項を設けること。</p> <p>(イ) 所有者側の権利として一方的解除等が留保されていないものであること。</p> <p>(ウ) (ア)の契約に基づく地上権又は賃借権を登記すること。ただし、自己所有の園舎に係る園舎敷地を、借地借家法の規定により借地契約が公正証書により交わされた場合は、当該園舎敷地に係る借地権の登記を省略することができること。</p>
<p>(エ) (ア)から(ウ)に掲げる事項について、認可申請時までに満たしていること。</p>	
<p><b>イ 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体である場合</b></p> <p>(ア) 施設を借用することに係る権利取得の方法については、当該団体の定める法令その他規程に基づき、賃貸借契約、使用許可その他のいずれの形式であっても差し支えないものとするが、当該団体の定める法令その他の規程上認められる最長の期間の借用とすること。</p> <p>(イ) (ア)に掲げる事項について、申請時までに満たしていること。ただし、議会の議事等の都合上これによりがたい場合は、当該団体からの確約を得ていること。</p>	
<p>(3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとすること。ただし、6の(4)に規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとすること。</p>	
<p>(4) 園地及び園舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合において、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる場合は、短期借用期間終了後の教育活動が、安定的に継続できる保証を認可申請時までに得られていること等を指すこと。</p>	
<p><b>5 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係）</b></p> <p>各年度の事業活動収支予算は、経常収支差額比率（<u>経常支出－経常収入</u>／<u>経常収入</u>×100）が原則として<u>10以上</u>であること。なお、経常支出は、教育活動支出及び教育活動外支出の合計金額を表し、経常収入は教育活動収入及び教育活動外収入の合計金額を表す（以下同じ）。</p>	<p><b>4 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係）</b></p> <p>各年度の消費 収支予算は、消費支出 比率（<u>消費支出</u>／<u>帰属収入</u>×100）が原則として<u>90以下</u>であること。</p>
<p><b>6 設置経費について（審査基準第1の9関係）</b></p>	<p><b>5 設置経費について（審査基準第1の9関係）</b></p>

- (1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、確実と見込まれる当該寄附又は補助の金額に限り、既に収納されている寄附金と見なして差し支えないこと。

(2) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。

ア 寄附者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄附申込書及び議会の議決書等

イ 寄附者が株式会社等の法人である場合には、寄附申込書及び役員会の決議書その他の法人の意思決定を明らかにする資料等

ウ 寄附者が個人である場合には、寄附申込書及び納税証明書その他の当該個人の収入又は資産の状況を明らかにする資料等

(3) 「適正な償還計画」とは、当該年度における償還元金及び利子支出の合計額が、当該年度の事業活動収支予算書の経常収入に10パーセントを乗じて得られた金額を上回らないものとする。

(4) 「政府系金融機関」とは、法律に基づき特殊法人として設立され、出資金のうち全部又は多くを政府が出資している金融機関（独立行政法人住宅金融支援機構等）を指す。また、「これに準ずる金融機関」とは、日本私立学校振興・共済事業団及び公益社団法人福島県私学振興会とする。

(5) 「民間の預貯金取扱金融機関」とは、証券金融機関、保険会社、ノンバンクその他の預金により貸付原資を調達しない金融機関以外の金融機関（銀行法第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法第4条に規定により内閣総理大臣から免許を受けた金庫、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により認可を受けた信用協同組合その他の預貯金取扱金融機関）を指す。

(6) 「政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合」とは、融資を受けた日の属する月における日本私立学校振興・共済事業団の融資利率よりも低い利率（固定金利による契約に限る。）により融資を受けられる場合とする。なお、契約締結後に金利を引き下げる内容の変更契約を締結することを妨げるものではない。

(7) 民間の預貯金取扱金融機関から融資を受ける場合、申請者に教育の用に供する財産（学校基本財産）以外に担保に供することができる財産がある場合は、原則として学校基本財産以外の財産を優先的に担保に供さなければならない。

(8) 「新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する

- (1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、確実と見込まれる当該寄附又は補助の金額に限り、既に収納されている寄附金と見なして差し支えないこと。

(2) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。

ア 寄附者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄附申込書及び議会の議決書等

イ 寄附者が株式会社等の法人である場合には、寄附申込書及び役員会の決議書その他の法人の意思決定を明らかにする資料等

ウ 寄附者が個人である場合には、寄附申込書及び納税証明書その他の当該個人の収入又は資産の状況を明らかにする資料等

(3) 「適正な償還計画」とは、当該年度における償還元金及び利子支出の合計額が、当該年度の消費 収支予算書の帰属収入に10パーセントを乗じて得られた金額を上回らないものとする。

(4) 「政府系金融機関」とは、\_\_\_\_\_

日本私立学校振興・共済事業団及び\_\_\_\_\_とする。

<p><b>組織形態とみなせる法人」とは、当該法人が学校法人の新設に当たって財産の出資等を行うなど、実質的に学校法人の設立者とみなせる法人のことを指す。</b></p> <p>(9) 設置経費は、福島県における標準的な価格を著しく下回って積算されたものでないこと。</p> <p>(10) 既設の学校法人には、準学校法人を含むものとする。</p> <p>(11) 既設法人の場合にあっては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないものであること。</p> <p>(12) 「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも<u>10以上</u>である場合をいう。</p> <p>(13) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を來さうこと。</p> <p><b>7 経常経費について（審査基準第1の10関係）</b></p> <p>(1) 申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、5の(1)及び(2)を準用すること。</p> <p>(2) 経常経費は、特別な事情がある場合を除き、福島県における同規模の幼稚園と比較して著しく下回って積算されたものでないこと。</p> <p><b>8 総負債比率について（審査基準第1の11関係）</b></p> <p>設置者の総資産額のうち、土地については、その取得後相当の年数が経過して時価との間に著しい差異が生じた場合に限り、例外的に不動産鑑定士等の評価により資産額を算定することができるものであること。</p> <p><b>9 既設校の要件について（審査基準第1の12関係）</b></p> <p>(1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとすること。</p> <p>(2) 「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。</p> <p>(3) 「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連續して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を來していると認められる場合とする。</p> <p>(4) 既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。</p>	<p>(5) 設置経費は、福島県における標準的な価格を著しく下回って積算されたものでないこと。</p> <p>(6) 既設の学校法人には、準学校法人を含むものとする。</p> <p>(7) 既設法人の場合にあっては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないものであること。</p> <p>(8) 「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>消費支出比率</u>がいずれも<u>90以下</u>である場合をいう。</p> <p>(9) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下をきたさうこと。</p> <p><b>6 経常経費について（審査基準第1の10関係）</b></p> <p>(1) 申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄附金を含む。）については、5の(1)及び(2)を準用すること。</p> <p>(2) 経常経費は、特別な事情がある場合を除き、福島県における同規模の幼稚園と比較して著しく下回って積算されたものでないこと。</p> <p><b>7 総負債比率について（審査基準第1の11関係）</b></p> <p>設置者の総資産額のうち、土地については、その取得後相当の年数が経過して時価との間に著しい差異が生じた場合に限り、例外的に不動産鑑定士等の評価により資産額を算定することができるものであること。</p> <p><b>8 既設校の要件について（審査基準第1の12関係）</b></p> <p>(1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとすること。</p> <p>(2) 「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。</p> <p>(3) 「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連續して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を來していると認められる場合とする。</p> <p>(4) 既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。</p>
--	--

<p>ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に基づく登記、届出、報告等の履行状況</p> <p>イ 役員若しくは教職員又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無</p> <p>ウ 借入金の償還状況及び公租公課等の納付状況</p> <p><b>10 収容定員の変更について（審査基準第2関係）</b></p> <p>収容定員の認可後3年以内の定員増に係る計画書の提出は原則として認めないものとすること。</p> <p><b>11 広報活動について</b></p> <p>(1) <u>事務取扱要綱</u> 第2条第2項の規定により学校設置計画が適當である旨の通知を受けた設置計画者は、特段の指示がなされた場合を除き、認可申請予定であることを明示して募集要項、入園願書の配布等の広報活動を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 入園願書の受付、入園料の徴収等の入園手続は認可を受けた後に行うこと。</p> <p><b>附 則</b> この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成17年3月10日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</b></p>	<p>ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に基づく登記、届出、報告等の履行状況</p> <p>イ 役員若しくは教職員又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無</p> <p>ウ 借入金の償還状況及び公租公課等の納付状況</p> <p><b>9 収容定員の変更について（審査基準第2関係）</b></p> <p>収容定員の認可後3年以内の定員増に係る計画書の提出は原則として認めないものとすること。</p> <p><b>10 広報活動について</b></p> <p>(1) <u>福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）</u> 第2条第2項の規定により学校設置計画が適當である旨の通知を受けた設置計画者は、特段の指示がなされた場合を除き、認可申請予定であることを明示して募集要項、入園願書の配布等の広報活動を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 入園願書の受付、入園料の徴収等の入園手續は認可を受けた後に行うこと。</p> <p><b>附 則</b> この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この私立幼稚園設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成17年3月10日から施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>
---	--